

和 企 水 第 8 号
令和5年4月25日

和光市水道事業審議会会長 様

和光市長 柴崎 光子

適正な水道料金のあり方について（諮問）

和光市水道事業審議会条例第2条の規定に基づき、適正な水道料金のあり方についてご審議いただきたいので、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

適正な水道料金のあり方について

2 諮問理由

現行の水道料金は、平成10年10月1日の改定を最後に維持してきました。

近年の給水人口や有収水量は大幅な増加が見込めないことから、将来的な給水収益はわずかな増加にとどまる一方、エネルギー価格の高騰により給水するために必要な維持管理費用は増加の一途をたどっており、厳しい経営状況は続くものと予想されます。また、老朽化する水道施設の更新需要への対応や地震等の災害への備えを進め、将来にわたり安全で安心できる水道水の安定供給を図るため、投資的費用が計画的に必要とされます。ついては、水道事業の健全な経営を図るため、適正な水道料金のあり方について、貴審議会の意見を求めます。